

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本コンプライアンス規程（以下「規程」という。）は、エーエムアール株式会社（以下「会社」という）のすべての役職員が、法令等を遵守して業務および活動を実施する体制を確立し、適正な事業運営を確保することを目的とする。

(コンプライアンスの定義と範囲)

第2条 コンプライアンスとは、国内法のみならず、米国海外腐敗行為防止法（FCPA）、英国贈収賄防止法、輸出管理、公正競争に関連する法律や要求事項、並びに定款、倫理的行動規範の遵守を含むものとする。

2. 法令等の変更に対応し、適切な措置を講じることを含むものとする。

(責任の明確化)

第3条 会社のすべての構成員は、会社の事業活動が社会の信頼により成り立っていることを認識し、コンプライアンス推進のために常に誠実に行動する責任を有する。

2. 会社は、コンプライアンスに関する責任を明確に定義し、本規程推進のための担当者を指名する。

(コンプライアンス責任者)

第4条 会社は、コンプライアンス推進のために、役員の一を責任者として指名する。

(顧客および取引先への要求)

第5条 会社は、顧客および取引先に法令等遵守を要求し、適切な措置を講じる。

(データ管理とプライバシー保護)

第6条 会社は、個人情報の保護に関する法律および規制を遵守し、顧客のプライバシーを保護する。

2. データの収集、保管、および処理に関するポリシーを策定し、実施する。

(緊急対応計画)

第7条 会社は、法的緊急事態に備え、対応計画を策定し、社員に周知する

(コンプライアンス監査)

第8条 本規程の実施及びコンプライアンス状況について定期的な監査を実施し、その結果を評価する。

2. 違反が発見された場合、速やかに対策を講じ、再発防止策を実施する。

(教育とトレーニング)

第9条 会社は、すべての構成員に対して、コンプライアンスに関するトレーニングを実施する。

2. 前項のトレーニングには、ハイテクノロジーコミュニケーションズ株式会社と契約した「こんぷろカスタム」を活用する。

(通報制度)

第10条 社員および関係者に対して、法令遵守に関する違反を報告するための通報制度を設ける。

(外部リソースの利用)

第11条 必要に応じて、法的アドバイザーやコンプライアンス専門家を利用する。

附 則

(施行日)

本規程は令和5年12月1日より施行する。